

各代表者様

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

今後のマスク等の取扱いについて

日頃より、本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

また、日頃から新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底しつつ、保育を実施していただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

今般、令和5年2月10日付け厚生労働省事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」等を踏まえ、令和5年3月13日以降の保育園・認定こども園等におけるマスク等の取扱いを以下のとおり整理しましたので、ご対応をお願いいたします。

記

1. マスクの取扱い

(1) マスクの取扱い

対象	マスクの取扱い
児童	<ul style="list-style-type: none"> ・2歳未満児のマスク着用は奨めない。 ・2歳以上児についても、マスク着用は求めない。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。 ・ただし、各園が感染対策などの理由等により、職員にマスクの着用を求めることは可能。その場合でも、あくまでも個人の判断に委ねられるものであるため、<u>マスクの着脱を強制することがないように注意すること。</u>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることとする。 ・ただし、保護者説明会や行事等で密になる場合には、会場の広さや換気の状態などを踏まえ、各園が感染防止対策などを理由としてマスクの着用をお願いすることも可能。 ・なお、着用をお願いする際は、その理由を丁寧に説明するとともに、<u>着用を強制することが無いように注意すること。</u>

(2) その他

卒園式におけるマスクの取扱いは、令和5年2月14日付け当職通知「保育園・認定こども園等における今後の行事の在り方について」のとおり

2. 健康管理について

(1) 健康観察票について

職員、保護者からの「健康観察票」の提出は不要とする。ただし、職員については、引き続き、毎朝の検温等の健康管理は実施してください。

(2) 保護者の来園について

これまでどおり、風邪のような症状がある方には行事等に参加しないように呼びかける。

3. その他

感染防止対策を示した「新型コロナウイルス感染症～かからない うつさない ために～」の一部改訂を行いましたので、併せて確認をお願いします。

【参考】

- ・令和5年2月10日付け厚生労働省事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001057079.pdf>

- ・令和5年2月17日付け厚生労働省事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかわるQ&Aについて（第二十報）（令和5年2月17日現在）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/001060705.pdf>

【問い合わせ先】

指導班 043-245-5727